

広島県告示第三百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

奥谷尻地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

| | | | | | | |
|------|------|-----|-----|----|--------|----------------|
| 郡市・区 | 大竹市 | 町 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
| | 廿日市市 | | 大野 | 嵐谷 | 一二〇三四番 | 標柱一号、二号、三号及び五号 |
| | 大竹市 | 栗谷町 | 奥谷尻 | 中田 | 八〇番 | 標柱四号 |
| | | | | | 一三〇番 | 標柱六号 |
| | | | | | 甲一三三番一 | 標柱七号 |